

様式3

随意契約理由書

担 当 課
中央公民館

契約内容	契約件名	コミュニティセンターエレベーター改修工事
	業務概要	コミュニティセンターエレベーター定期点検の結果、メインロープ及び调速機用ロープの劣化により、そのまま放置すると故障の原因となることが判明したため、最新の部品に交換する。
	契約金額	金715,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年7月3日
	契約期間	令和5年7月3日 ～ 令和5年10月31日
	契約の相手	千葉県千葉市中央区本千葉町15-1 京成千葉中央ビル4階 東芝エレベータ株式会社 東関東支社
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>本業者は当エレベーター設備の定期点検を実施しており、その設備を熟知している。当エレベーター設備は東芝エレベータ(株)製であり本業務に必要な部品を最適かつ迅速に調達、交換できる業者であるため。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	深井戸ポンプ・配管交換工事
	業務概要	清掃センターの井戸設備における深井戸ポンプ及び揚水配管の交換
	契約金額	金649,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年7月10日
	契約期間	令和5年7月10日 ～ 令和5年7月31日
	契約の相手	館山市上野原294-3 有限会社 亀入ポンプ店
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>清掃センターの井戸設備で使用している深井戸ポンプに不具合が生じ、既定の水量をくみ上げることができなくなった。 ごみの焼却には大量の水が必要であり、現在応急措置として市水道による水の補給を行っているものの給水能力には限界があり、最悪の場合、焼却を停止しなければならなくなる恐れがあり、市民生活に多大なる影響を及ぼしかねない。 本業者は、同種工事の実績を有する業者のうち、早急な対応が可能であったため、随意契約により工事を発注する。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	市道9052号線 道路改良工事	
	業務概要	・残土処分 V=350m ³ ・給水装置移設(夜間) N=1箇所 ・給水装置移設(昼間) N=4箇所 ・苗植栽(マキ苗、垣根支柱) N=3箇所 ・伐木除根 N=4箇所	
	契約金額	金4,753,100円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和5年5月1日	
	契約期間	令和5年5月1日 ~ 令和5年9月21日	
	契約の相手	館山市亀ヶ原682番地3 白幡興業株式会社	
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
当該工事箇所において、白幡興業株式会社は市道9052号線 道路改良工事(その2)を受注している業者である。当該工事内容は、当初確認の難しかった埋設物の移設等であり、地元関係者への工事説明及び周知が完了しており、早期な現場着工が可能で、工期内での作業完成が見込める唯一の業者である、白幡興業株式会社と随意契約を締結するものである。 また、本体工事は国庫補助事業を事故繰越している事業となるため、事業費の変更見込み額を超えた分を別途契約とする。			

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	市道9052号線 道路付帯工事	
	業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土工 N=一式 ・土材料(客土) V=120m³ ・コンクリート舗装(21-8-25早強 t=150mm) A=38m² ・側溝蓋(U300用 コンクリート蓋(2種)) N=16枚 ・敷鉄板(22×1524×3048) N=一式 	
	契約金額	金2,102,100円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和5年6月1日	
	契約期間	令和5年6月1日 ~ 令和5年9月21日	
	契約の相手	館山市亀ヶ原682番地3 白幡興業株式会社	
	根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>当該工事箇所において、白幡興業株式会社は市道9052号線 道路改良工事(その2)を受注している業者である。当該工事内容は、当初想定していなかった隣接地の復旧等であり、地元関係者への工事説明及び周知が完了しており、早期な現場着工が可能で、工期内での作業完成が見込める唯一の業者である、白幡興業株式会社と随意契約を締結するものである。</p> <p>また、本体工事は国庫補助事業を事故繰越している事業となるため、事業費の変更見込み額を超えた分を別途契約とする。</p>			

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	市道8043号線 道路舗装補修工事	
	業務概要	道路舗装補修工事 ・舗装版切断工 ・舗装版破碎積込 ・殻運搬処分 (As殻) ・土工 (発生土運搬処理) ・表層 (再生密粒度As13mm t=50mm) ・上層路盤 (M-30 t=150mm) ・交通誘導警備員 (2人/日) ・重機回送費等 ・諸経費等	N=1式 A=21.2m ² V=1.06m ³ N=1式 A=21.2m ² A=21.2m ² N=1式 N=1式 N=1式
	契約金額	金390,500円 (消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和5年8月29日	
	契約期間	令和5年8月29日 ~ 令和5年9月26日	
	契約の相手	館山市高井926番地 安房舗装土木 株式会社	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
当該工事箇所において、市民から市道8043号線の舗装面に大きな段差があり、危険であるとの通報があった。現場を確認したところ、アスファルト舗装が大きくせり上がり、大きな段差が確認され、車両や歩行者の通行が大変危険な状況となっている。当該市道は利用する通行車両が多く、直ちに機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、緊急での対応が可能である安房舗装土木 株式会社 と随意契約により工事を行うものとする。			

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	市道2107号線 道路陥没補修工事		
	業務概要	道路陥没補修工事 一式 ・土工 N=1式 ・土砂等運搬処理 N=1式 ・舗装版切断(As舗装) N=1式 ・舗装版破碎積込(As t=50mm) A=10m ² ・殻運搬処分(As t=50mm) V=0.5m ³ ・上層路盤(粒度調整碎石M-30 t=150mm) A=10m ² ・表層(再生密粒度As13mm t=50mm) A=10m ² ・交通誘導警備員(2人/日) N=1式		
	契約金額	金425,700円 (消費税及び地方消費税を含む)		
	契約締結日	令和5年9月13日		
	契約期間	令和5年9月13日 ~ 令和5年9月28日		
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設 株式会社		
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			
	随意契約理由			
当該工事箇所において道路陥没が発見された。アスファルト舗装の路面下に大きな空洞が確認され、車両や歩行者の通行が大変危険な状況となっている。当該市道は利用する通行車両が多く、直ちに機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、緊急での対応が可能である 睦建設 株式会社と随意契約により工事を行うものとする。				

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（普通河川岡田川 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 一式		
	契約金額	金337,700円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年9月8日		
	契約期間	令和5年9月8日 ～ 令和5年9月29日		
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設有限会社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			
	随意契約理由			
<p>令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、普通河川岡田川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、河道が狭隘し流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。隣接する民地への更なる被害を防ぐため、倒木等の撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 新和緑地建設有限会社 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 新和緑地建設有限会社 と随意契約を締結するものである。</p>				

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道7040号線 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 一式		
	契約金額	金339,900円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年9月8日		
	契約期間	令和5年9月8日 ～ 令和5年9月29日		
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設有限会社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契	<input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下	<input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下	
		<input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下	<input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下	
		<input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下	<input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
<p>令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道7040号線の法面で倒木及び土砂崩れが発生した。倒木等に伴い、車両の通行に支障となり、大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、倒木等の撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 新和緑地建設有限会社 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 新和緑地建設有限会社 と随意契約を締結するものである。</p>				

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道276号線 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 一式		
	契約金額	金446,600円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年9月8日		
	契約期間	令和5年9月8日	～	令和5年9月29日
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設 有限会社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道276号線の法面で倒竹木及び土砂崩れが発生した。倒木等に伴い、車両の通行に支障となり、大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 新和緑地建設 有限会社 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 新和緑地建設 有限会社 と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
農水産課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事 (小原地内 排水路補修工事)
	業務概要	災害復旧工事 ・排水路補修工事 一式
	契約金額	金572,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和5年9月25日
	契約期間	令和5年9月25日 ~ 令和5年10月31日
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設株式会社
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	

随意契約理由

令和5年9月8日の大雨により、水路が増水し法面を洗掘し、水路擁壁が壊れたため、水路を利用している農業者の営農に支障が生じている。地元区からの要望で早急に現状復旧し営農活動の安全確保できるようにするため、緊急応急工事を行うものとする。
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の睦建設(株)と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
農水産課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（大井地内 農道法面補修工事）		
	業務概要	災害復旧工事 ・農道法面補修工事 一式		
	契約金額	金674,300円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年9月25日		
	契約期間	令和5年9月25日	～	令和5年10月31日
	契約の相手	館山市亀ヶ原890番地1 株式会社岡部建設		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

令和5年9月8日の大雨により、大井地内の農道の法面が崩壊した。地元区からの要望で早急に現状復旧し、農道の安全が確保できるようにするため、緊急応急工事を行うものとする。
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の㈱岡部建設と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事 (市道2127号線 道路法面復旧工事)
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・大型土のう (耐候性3年 ※吸出防止材含む) N=12袋 ・木杭打込 (末口φ18cm L=2.5m) N=6本 ・路肩盛土 N=1式 ・重機回送・諸経費 N=1式
	契約金額	金426,800円 (消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和5年9月8日
	契約期間	令和5年9月8日 ~ 令和5年11月2日
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設株式会社

根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道2127号線の道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 睦建設(株) は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 睦建設(株) と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道7028号線 道路法面復旧工事）
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・コンクリートブロック（1000×1000×1000 ※吸出防止材含む） N=8個 ・盛土 N=1式 ・取付工（植生土のう） N=1式 ・重機回送・諸経費 N=1式
	契約金額	金464,200円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年9月8日
	契約期間	令和5年9月8日 ～ 令和5年11月17日
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道7028号線の道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道9024号線 道路法面復旧工事）	
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・大型土のう（耐候性3年 ※吸出防止材含む） N = 7袋 ・木杭打込（末口φ18cm L=2.5m） N = 7本 ・路肩盛土 N = 1式 ・重機回送・諸経費 N = 1式	
	契約金額	金372,900円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和5年9月8日	
	契約期間	令和5年9月8日 ～ 令和5年11月17日	
	契約の相手	館山市亀ヶ原682番地3 白幡興業株式会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道9024号線の道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の白幡興業(株)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の白幡興業(株)と随意契約を締結するものである。			

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道9013号線 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 N = 1 式		
	契約金額	金738,100円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年9月8日		
	契約期間	令和5年9月8日 ～ 令和5年11月24日		
	契約の相手	館山市北条1, 890番地 株式会社山崎工務店		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契			
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負	130万円以下	<input type="checkbox"/> 財産の売払い	30万円以下
	<input type="checkbox"/> 財産の買入れ	80万円以下	<input type="checkbox"/> 物件の貸付け	30万円以下
	<input type="checkbox"/> 物件の借入	40万円以下	<input type="checkbox"/> その他のもの	50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
<p>令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道9013号線の道路法面で竹木等の倒木が発生し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（株）山崎工務店は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（株）山崎工務店と随意契約を締結するものである。</p>				

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事 (市道7039号線 道路法面復旧工事)
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・大型土のう (耐候性3年 ※吸出防止材含む) N = 8 袋 ・路肩盛土 N = 1 式 ・重機回送・諸経費 N = 1 式
	契約金額	金554,400円 (消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和5年9月8日
	契約期間	令和5年9月8日 ~ 令和5年11月24日
	契約の相手	館山市北条1, 890番地 株式会社山崎工務店

根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道7039号線の道路法面が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の (株)山崎工務店 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の (株)山崎工務店 と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（普通河川笠沼川 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 一式		
	契約金額	金509,300円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年9月8日		
	契約期間	令和5年9月8日 ～ 令和5年11月24日		
	契約の相手	館山市北条1, 890番地 株式会社 山崎工務店		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契			
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負	130万円以下	<input type="checkbox"/> 財産の売払い	30万円以下
	<input type="checkbox"/> 財産の買入れ	80万円以下	<input type="checkbox"/> 物件の貸付け	30万円以下
	<input type="checkbox"/> 物件の借入	40万円以下	<input type="checkbox"/> その他のもの	50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき				

随意契約理由

令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、普通河川笠沼川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、河道が狭隘し流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。更なる被害を防ぐため、倒木等の撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（株）山崎工務店は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（株）山崎工務店と随意契約を締結するものである。